平成２４年（フ）第５２号
宮崎県西都市大字南方1585番地２
債務者　森本　菊代
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２２号
宮崎県小林市南西方2668番地43
債務者　河野　修一
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第２３号
宮崎県小林市南西方2668番地43
債務者　河野加代子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第２７号
宮崎県都城市庄内町12449番地、前住所宮崎県都城市乙房町3268番地２
債務者　河野ゆみ子（旧姓下村）
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１１号
鹿児島県奄美市名瀬大字名瀬勝1737番地
債務者　上原　芳弘
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２４年（フ）第９６号
沖縄県那覇市壺川３丁目２番地６　壺川市営住宅１棟505
債務者　金城　範幸
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第９号
盛岡市厨川５丁目17番５号
債務者　川村　　淳
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３９号
岩手県岩手郡岩手町大字川口第15地割86番地橋場住宅８号
債務者　帷子　千恵
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第４３号
岩手県岩手郡岩手町大字江刈内第６地割21番地９、住民票上の住所岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第３地割37番地６
債務者　滝本美賀子（旧姓土橋）
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１６５号
長野県千曲市大字八幡2186番地５
債務者　堀込　直美
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１８号
兵庫県明石市魚住町西岡253番地の107、旧住所神戸市中央区中山手通７丁目24番17号
債務者　藤波　鑛二
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
神戸市西区竜が岡４丁目６番地の１　805号
債務者　高橋　　香
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
奈良県生駒市壱分町171番地１　ルミエール南生駒203
債務者　三浦　加代（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第８９号
佐賀県唐津市浦黒崎5114―28、住民票上の住所佐賀県唐津市佐志中通4020番地47
債務者　山中　千賀
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第２７号
富山市城村502番地　市営住宅59号
債務者　濱田　秀雄
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３７号
富山市三室荒屋70番地
債務者　畔田　啓子
1　決定年月日時　平成24年３月５日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８号
富山市藤木2334番地１
債務者　美濃　咲子
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
富山地方裁判所民事部